



【システム施行】

保体第182号
令和4年8月5日

県立学校長 殿

教育長
(公印省略)

「みやぎBA. 5対策強化宣言」の実施に伴う学校の対応について（通知）

本日、知事が別添資料のとおり「みやぎBA. 5対策強化宣言」を行い、県立学校に対しても、基本的感染対策の徹底に関する要請がなされました。

これを受け、県立学校においては、本日から令和4年8月31日までの間、下記のと通りの対応をとることとしますので、これまでも感染予防対策を講じられているところですが、引き続き、十分な対策を講じた上で、教育活動等を実施願います。

記

1 基本的な感染防止対策の確実な実施

国の衛生管理マニュアルに基づく感染対策を確実に実施する。

現在、県立学校は夏季休業期間中であるが、感染状況を注視し、必要な対策を徹底の上で学校活動を再開できるようにしていく。

特に、以下の点には留意する。

(1) 児童生徒が同時に多数集まる場所など、ポイントをおさえた換気の徹底

(2) 熱中症リスクが高まる季節であることを踏まえ、暑さに配慮したマスクの着用

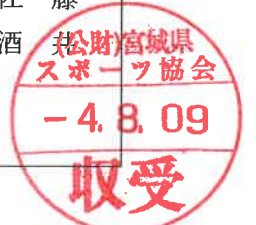
2 部活動における対策の徹底

専門家の助言等を踏まえた感染予防対策を徹底した上での活動とする。特に、体調不良者が参加しないこと、3密回避といった対策は確実に行う。

大会や練習試合等については、主催者や競技団体等の作成するガイドライン遵守はもちろんのこと、バスでの長距離移動や、飲食等を含む団体行動による感染リスクの排除を徹底したうえでの参加とする。

※ 令和4年5月13日付け保体第73号でお知らせしていた内容から基本的に変更はありませんが、特に留意願いたい内容として、上記下線部分を記載しております。

教育庁高校教育課教育指導第一班	櫻井
〃 特別支援教育課教育指導班	山内
〃 保健体育安全課学校保健給食班	佐藤
〃 学校体育班	酒
問合せ 022-211-3666	
022-211-3367	





各市町村教育委員会教育長 殿

宮城県教育委員会
教育長 伊東 昭代
(公印省略)

「みやぎB.A. 5対策強化宣言」の実施に伴う学校の対応について（通知）

本県の学校保健教育の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日、知事が別添資料のとおり「みやぎB.A. 5対策強化宣言」を行い、県民や事業者に対して、基本的感染対策の徹底に関する要請がなされました。

これを受け、県立学校においては、本日から令和4年8月31日までの間、下記のと通りの対応をとることとしますので、各市町村におかれましても、管理下の学校・園での同様の対応について御協力をお願いします。

記

1 基本的な感染防止対策の確実な実施

国の衛生管理マニュアルに基づく感染対策を確実に実施する。

現在、県立学校は夏季休業期間中であるが、感染状況を注視し、必要な対策を徹底の上で学校活動を再開できるようにしていく。

特に、以下の点には留意する。

(1) 児童生徒が同時に多数集まる場所など、ポイントをおさえた換気の徹底

(2) 熱中症リスクが高まる季節であることを踏まえ、暑さに配慮したマスクの着用

2 部活動における対策の徹底

専門家の助言等を踏まえた感染予防対策を徹底した上での活動とする。特に、体調不良者が参加しないこと、3密回避といった対策は確実に行う。

大会や練習試合等については、主催者や競技団体等の作成するガイドライン遵守はもちろんのこと、バスでの長距離移動や、飲食等を含む団体行動による感染リスクの排除を徹底したうえでの参加とする。

※ 令和4年5月13日付け保体第73号でお知らせしていた内容から基本的に変更はありませんが、特に御留意いただきたい内容として、上記下線部分を記載しております。

教育庁高校教育課教育指導第一班	櫻 井
” 特別支援教育課教育指導班	山 内
” 保健体育安全課学校保健給食班	佐 藤
” 学校体育班	酒 井
問合せ 022-211-3666	
022-211-3367	



【システム施行】



保 体 第 182号
令和4年8月5日

各教育事務所長 殿

教 育 長
(公印省略)

「みやぎB A. 5対策強化宣言」の実施に伴う学校の対応について（通知）

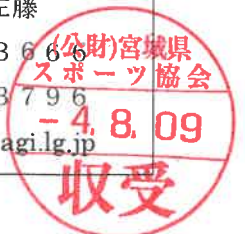
このことについて、別添写しのとおり貴管内の各市町村教育委員会教育長宛て通知したので承知願います。

担 当：教育庁保健体育安全課
学校保健給食班 佐藤

T E L：022-211-3666

F A X：022-211-3796

e-mail：hokenah@pref.miyagi.lg.jp





各市町村教育委員会教育長 殿

宮城県教育委員会
教育長 伊東 昭代
(公印省略)

「みやぎBA. 5対策強化宣言」の実施に伴う学校の対応について（通知）

本県の学校保健教育の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日、知事が別添資料のとおり「みやぎBA. 5対策強化宣言」を行い、県民や事業者に対して、基本的感染対策の徹底に関する要請がなされました。

これを受け、県立学校においては、本日から令和4年8月31日までの間、下記のと通りの対応をとることとしますので、各市町村におかれましても、管理下の学校・園での同様の対応について御協力をお願いします。

記

1 基本的な感染防止対策の確実な実施

国の衛生管理マニュアルに基づく感染対策を確実に実施する。

現在、県立学校は夏季休業期間中であるが、感染状況を注視し、必要な対策を徹底の上で学校活動を再開できるようにしていく。

特に、以下の点には留意する。

(1) 児童生徒が同時に多数集まる場所など、ポイントをおさえた換気の徹底

(2) 熱中症リスクが高まる季節であることを踏まえ、暑さに配慮したマスクの着用

2 部活動における対策の徹底

専門家の助言等を踏まえた感染予防対策を徹底した上での活動とする。特に、体調不良者が参加しないこと、3密回避といった対策は確実に行う。

大会や練習試合等については、主催者や競技団体等の作成するガイドライン遵守はもちろんのこと、バスでの長距離移動や、飲食等を含む団体行動による感染リスクの排除を徹底したうえでの参加とする。

※ 令和4年5月13日付け保体第73号でお知らせしていた内容から基本的に変更はありませんが、特に御留意いただきたい内容として、上記下線部分を記載しております。

教育庁高校教育課教育指導第一班	櫻井
〃 特別支援教育課教育指導班	山内
〃 保健体育安全課学校保健給食班	佐藤
〃 学校体育班	酒井
問合せ 022-211-3666	
022-211-3367	